東京慈恵会医科大学学則

制定 大正１０年１０月１９日
改定 令和　８年　４月　１日

第１章　総　則

（目的・使命）
第１条　建学の精神「病気を診ずして病人を診よ」に基づき、医師・看護師の育成、医学・看護学研究の振興、医療の実践を通して人類の健康と福祉に貢献することが東京慈恵会医科大学（以下「本学」という）の使命である。

（自己点検・評価等）
第２条　本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表するものとする。
２．自己点検・評価の実施体制、実施方法等については、別に定める。

第２章　組織及び修業年限

（学部・学科及び収容定員）
第３条　本学に医学部を置く。
２．本学医学部に医学科及び看護学科を置く。
３．前項各学科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。
医学科　　入学定員　１０５名　　収容定員　６３０名
看護学科　入学定員　　６０名　　収容定員　２４０名

（大学院）
第４条　本学に大学院を置く。
２．大学院に関する規程は別に定める。

（修業年限及び在学期間）
第５条　医学部の修業年限及び在学期間は次のとおりとする。
医学部医学科の修業年限は６年とし、在学期間は１２年を超えることができない。
２．医学部看護学科の修業年限は４年とし、在学期間は８年を超えることができない。

第３章　学年、学期及び休業日

（学年）
第６条　学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（学期）
第７条　学年は２学期に分け、原則として前学期は４月１日から９月３０日まで、後学期は１０月１日から翌年３月３１日までとする。但し、学長は必要に応じて授業の開始終了を変更することができる。

（休業日）
第８条　休業日は次のとおりとする。
（１）日曜日
（２）国民の祝日に関する法律に規定する休日
（３）本学創立記念日　　５月１日
（４）学祖　高木兼寛先生記念日　１０月第２土曜日
（５）春季休業・夏季休業・冬季休業については、学事予定表に定める
２．必要がある場合は、学長は前項の休業日を変更し、臨時の休業日を定めることができる。
３．学長は、特に必要と認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第４章　教育課程及び授業時間数

（教育課程の編成方針）

第９条　医学部では、教育上の目的を達成するために必要な授業科目あるいはコース・ユニット（以下「授業科目等」という）を開設し、体系的に教育課程を編成する。

２．教育課程の編成に当たっては、専門の学問を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を身につけ、豊かな人間性を涵養できるよう配慮する。

３．医学部は、授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

（授業科目等及び授業時間数）

第10条　１年間の授業日数は、原則として定期試験等の日数を含め３５週とし、１週間の授業時間は４０時間を基準とする。但し、学長が必要と認めた場合は変更することがある。

２．授業科目等及び各学年の授業時間数・修得単位は別に定める。

３．授業科目等の内容は別に定める。

（授業の方法）

第11条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２．文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３．第１項及び第２項の授業は、外国において履修させることができる。

第５章　履修方法・進級及び卒業認定

（進級及び卒業認定）

第12条　各学年末又は大学が定めた時期に、その期間に出席し履修した授業科目等について評価を行い、進級及び卒業を認定する学科の教授会議（東京慈恵会医科大学医学部医学科教授会議（以下、医学科教授会議という）又は東京慈恵会医科大学医学部看護学科教授会議（以下、看護学科教授会議という））の議を経て、学長が認定する。

２．評価を受けるために必要な出席要件及び評価方法は別に定める。

３．各学年において履修すべき授業科目等は別に定める。

４．授業料その他納付すべき学費の未納者は、全授業科目等の評価を受けることができない。

第６章　卒業証書・学位記

（卒業証書・学位記）

第13条　前条により卒業認定された者には、別表１の卒業証書・学位記を授与する。医学科の卒業者には学士（医学）、看護学科の卒業者には学士（看護学）の学位を授与する。

第７章　資格の取得

（資格の取得）

第14条　本学を卒業した者は、次の国家試験受験資格が与えられる。

（１）医学科

①　医師国家試験

②　その他法律で定めるところの試験

（２）看護学科

①　看護師国家試験

②　保健師国家試験(保健師の教育課程修了者)

第８章　入学、休学、転学及び退学並びに除籍

（入学の時期）

第15条　入学の時期は学年の始めとする。

（入学資格）
第16条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
（１）高等学校を卒業した者
（２）通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了したものを含む）
（３）外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
（４）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（５）文部科学大臣の指定した者
（６）大学入学試験検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者、又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年１月３１日文部科学省令第１号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
（７）その他大学において相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

（編入学）
第17条　本学に編入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は別に定める方法で学力性行を考査し、入学を希望する学科の教授会議（医学科教授会議又は看護学科教授会議）の議を経て入学を許可することができる。

（入学の出願）
第18条　入学志願者は、所定の入学願書に資格証明書、写真及び入学検定料を添えて提出しなければならない。
なお、入学検定料は別表２のとおりとする。

（合格者の選考）
第19条　入学志願者に対しては試験を行い、その成績により合格者を選考する。

（入学手続）
第20条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定期日までに、誓約書、保証書及びその他所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。
２．前項保証書において保証人及び副保証人を各１名定め、保証人は父又は母（父母のいない場合は、これにかわる親戚等）とし、副保証人は独立の生計を営む成人者とする。
３．保証人及び副保証人は本人在学中のすべてのことについて責任を負わなければならない。

（入学許可）
第21条　前条に定める入学手続を完了した者は、入学を希望する学科の教授会議（医学科教授会議又は看護学科教授会議）の議を経て、学長が入学を許可する。

（保証人の変更手続）
第22条　保証人又は副保証人が死亡又はその資格を失ったときは、すみやかに保証人又は副保証人を定めて保証書を提出しなければならない。

（届出事項の変更手続）
第23条　本人、保証人及び副保証人に氏名、住所、本籍地のある都道府県（本人のみ）等の変更が生じたときは、所定の書類をもって直ちに届け出なければならない。

（退学）
第24条　事情により退学する者は、保証人及び副保証人連署の退学願を学長に提出しなければならない。

（休学）
第25条　疾病その他の事由により修学できない者は、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。
２．疾病により休学を申請する場合には、原則として診断書を添付しなければならない。
３．疾病その他の事由によって修学することが不適当と認められる場合には、学長は休学を命ずることがある。

４．連続する休学期間は、原則として３ヶ月以上１年以下とする。但し、やむを得ない事由があるときは、学長の許可を得て２年にまで休学期間を延長することができる。
５．休学期間は通算して次の期間を超えることができない。
医学科学生　　４年
看護学科学生　　２年
６．休学期間はこれを在学年数に算入しない。
７．休学期間中に開講されている授業科目等の単位認定については別に定める。

（復学）
第26条　休学者は、保証人連署の復学願を学長に提出して許可を得て、復学する。
２．休学期間中にあっても、その事由が消滅したときには、学長の許可を得て、復学することができる。

（転学）
第27条　他大学への入学又は転入学を志願する者は、学長の許可を得なければならない。

（除籍）
第28条　次の各号の一に該当する者は在籍する学科の教授会議の議を経て学長が除籍する。
（１）授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
（２）休学期間を挟まずに２年連続して進級又は卒業が認定されなかった者
（３）第５条に定める在学期間を超えた者
（４）第２５条第５項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
（５）在学中に死亡した者
２．次の各号の一に該当する者は在籍する学科の教授会議の議を経て学長が除籍することがある。
（１）休学が継続して１年を超える者

第９章　学　　費

（学費）
第29条　学費は、入学金、授業料及び施設拡充費（医学科のみ）とし、その額は、別表３のとおりとする。
２．第２０条第１項に規定された合格者は、入学手続と同時に入学金及び授業料を所定の期日までに納めなければならない。
３．授業料及び施設拡充費は前期に全納するか、又は次の２期に等分して納めなければならない。
前期　　４月３０日まで
後期　　１０月３１日まで
４．第１２条又は第２５条により、同一学年に留まる場合には、医学科第１学年及び看護学科の学生は授業料のみ、医学科第２学年以降の学生は授業料及び施設拡充費を納めなければならない。
５．学生の実習・試験等に要する経費は別に徴収することがある。

（学費の減免）
第30条　休学その他の理由で学長が必要と認めた場合には、学納金を減免することがある。
２．前項の規定にかかわらず、初年度に休学する者、又は停学期間中の者の授業料等については減免しない。

（学費の返還）
第31条　一旦納入した学費は原則として返還しない。但し、前条により学長が減免することとした額の学費を返還することがある。
２．入学許可を得た者で、指定の期日までに入学辞退を願い出た者については、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。
３．前項にかかわらず、別に定める基準を満たした場合には、入学金の一部を返還することがある。

第10章　奨学制度

（奨学制度）
第32条　修学の熱意があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し奨学金を貸与することがある。
２．前項の制度に関する詳細は別に定める。

第11章　外国人特別生

（外国人特別生の入学）
第33条　第１６条、第１７条に定められた入学資格のない外国人入学志願者で、外務省在外公館又は本邦所在の外国公館の紹介のある者は、欠員のある場合に限り、学力性行を考査し、外国人特別生として入学を許可することがある。

（外国人特別生の課程修了）
第34条　外国人特別生が所定の課程を修了したときは別表４の修業証書を授与する。

（外国人特別生の学則準用）
第35条　外国人特別生には本学則を準用する。

第12章　科目等履修生

（科目等履修生）
第36条　看護学科は科目等履修生を受入れることができる。この規程は別に定める。

第13章　聴講生

（聴講生）
第37条　看護学科は聴講生を受入れることができる。この規程は別に定める。

第14章　学外研究員

（学外研究員）
第38条　本学に学外研究員を置き留学を命ずることがある。その規程は別に定める。

第15章　職員組織

（組織の責任者）
第39条　本学に、学長、医学科長、看護学科長及び附属施設の長を置く。
２．本学に副学長を置くことができる。
３．第１項及び第２項に関する規程は別に定める。

（教員）
第40条　本学に一定数の教授、准教授、講師及び助教を置く。

（職員）
第41条　本学に一定数の事務職員及び技術職員を置く。

（非常勤教員）
第42条　本学に非常勤の教員を置くことがある。
２．非常勤教員に関する規程は別に定める。

（名誉教授）
第43条　本学に名誉教授を置くことがある。
２．名誉教授に関する規程は別に定める。

（客員教員）
第44条　本学に客員教員を置くことがある。
２．客員教員に関する規程は別に定める。

第16章　教授会

（全学教授会）
第45条　医学部に教授をもって組織する全学教授会を置く。
２．全学教授会は、学長が招集しその議長となる。
３．全学教授会は、次の事項を審議する。
（１）学長候補者選考委員会委員の選任に関する事項

（２）その他学長が必要と認めた事項
４．その他全学教授会に関する規程は別に定める。

（教授会議）
第46条　医学科及び看護学科にそれぞれ教授会議を置く。
２．教授会議は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
（１）学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
（２）学位の授与に関する事項
（３）第１号及び第２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
３．教授会議は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
４．その他医学科教授会議及び看護学科教授会議に関する規程は別に定める。

第17章　大学運営会議

（大学運営会議）
第47条　本学に大学運営会議を置き、大学を円滑に運営するための重要事項を審議する。
２．大学運営会議に関する事項は別に定める。

第18章　附属施設

（附属施設）
第48条　本学に次の附属施設を置く。
（１）附属病院
（２）葛飾医療センター
（３）西部医療センター
（４）柏病院
（５）総合医科学研究センター
（６）学術情報センター
（７）教育センター
（８）生涯学習センター
（９）研究倫理センター
（10）研究推進センター
（11）地域連携看護学実践研究センター

第19章　公開講座

（公開講座）
第49条　社会人の教養を高め、文化及び医療の向上に資するため、本学に公開講座を設けることがある。

第20章　厚生保健施設

（厚生保健施設）
第50条　本学に学生の厚生保健施設を置くことができる。

第21章　賞　　罰

（慈大賞）
第51条　本学に東京慈恵会医科大学賞（以下、慈大賞という）を設ける。
２．慈大賞は次の各号の一に該当する者に授与される。
（１）本学関係者（個人又は講座・研究室）で、医学及び看護学の発展に貢献し本学の名誉を挙げた者
（２）卒業時において、在学中成績最優秀学生（医学科、看護学科各１名）
３．慈大賞は前項第１号に該当する者に対しては正賞として賞状及び賞牌、副賞として賞金を授与する。前項第２号に該当する者に対しては正賞として賞状、副賞として記念品を授与する。
４．慈大賞審査の規程は別に定める。

（特待生）
第52条　入学試験成績上位より次の者を特待生とし、当該年度の授業料全額を免除する。
医学科　　５名
看護学科　　２名
２．第２学年から最終学年まで、成績上位より次の者を特待生とし、当該年度の授業料半額を免除する。
医学科　　第２学年から第６学年　　各５名
看護学科　　第２学年から第４学年　　各２名

（懲戒）
第53条　本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、在籍する学科の教授会議の議を経て学長が懲戒する。
２．懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
３．懲戒の手続等については、別に定める。

（退学処分）
第54条　次の各号の一に該当する者は在籍する学科の教授会議の議を経て退学処分とする。
（１）性行不良で改善の見込なしと認められた者
（２）正当な理由なく連続して１月以上欠席した者

附　則
この学則は、令和８年４月１日より施行する。

附　則　平成３０年４月１日
１．この附則は平成３０年４月１日から施行する。
２．第３条第３項の規定にかかわらず、医学科における平成３０年度から平成３６年度の収容定員は次のとおりとする。

年度	平成３０年度	平成３１年度	平成３２年度	平成３３年度	平成３４年度	平成３５年度	平成３６年度
収容定員	６６０	６６０	６６０	６６０	６５５	６５０	６４５

附　則　令和２年４月１日
１．この附則は令和２年４月１日から施行する。
２．第３条第３項の規定にかかわらず、医学科における令和２年度から令和８年度の入学定員と収容定員は次のとおりとする。

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
入学定員	１１０	１１０	１０５	１０５	１０５	１０５	１０５
収容定員	６６０	６６０	６５５	６５０	６４５	６４０	６３５

医学科　　別表1

第　　号

卒業証書・学位記

本　籍

校印

氏　　名

年　月　日生

右は本学に於て医学全科を修め卒業試験に及第したので本学を卒業したことを認め学士（医学）の学位を授与する。

年　　月　　日

東京慈恵会医科大学長　　氏　　名　　印

看護学科

第　　号

卒業証書・学位記

本　籍

校印

氏　　名

年　月　日生

右は本学に於て看護学全科を修め卒業に必要な単位を取得したので

本学を卒業したことを認め学士（看護学）の学位を授与する。

年　　月　　日

東京慈恵会医科大学長　　氏　　名　　印

別表2　入学検定料

医　学　科	60,000円
看 護 学 科	30,000円

別表3　学費

医学科

授　業　料（年　額）	2,500,000円
入　学　金	1,000,000円
施設拡充費　（年　額・第2学年以降）	1,300,000円

看護学科

授　業　料（年　額）	1,000,000円
入　学　金	500,000円

医学科　　別表４

第　　号

修業証書

国籍

氏名

年　月　日生

校印

右は本学に於て医学全科を修得したので此の証書を授与する。

年　月　日

学長学位　氏名　㊞

看護学科

第　　号

修業証書

国籍

校印

氏　　名

年　月　日生

右は本学に於て看護学全科を修得したので此の証書を授与する。

年　　月　　日

学長学位　　氏　　名　　㊞